

〈ひめしん〉について



〈ひめしん〉の考え方

わたしたち〈ひめしん〉は、基本理念をもとにお客さま・地域社会に適切な金融サービスを提供します。

基本理念

われわれは、地域社会の住民生活と産業経済の発展に奉仕しよう

われわれは、伝統ある〈ひめしん〉の伸展に努力しよう

われわれは、自らの教養を高め品位ある人間となろう

つまり、「地域社会に貢献し共生する」という使命を胸に、金融の円滑化、金融及び知的サービスの提供を通じて、われわれの生活の場でもある地域社会の発展に貢献いたします。時代が移り、環境がどのように変わろうとも、わたしたち〈ひめしん〉の思いはいつも同じです。

コンプライアンスの徹底

コンプライアンス重視の経営姿勢を全役職員に浸透させ、コンプライアンスの徹底に取り組みます。

リスク管理の強化

リスク管理は金融機関経営の最重要課題の一つであるという認識のもと、リスク管理の高度化に取り組みます。

顧客保護等管理方針

わたしたち〈ひめしん〉は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、顧客保護に努めてまいります。

- 1 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
- 2 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験、ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
- 3 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。また職員への教育・研修に努めてまいります。
- 4 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。またお客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

- 5 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

*本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となろうとする方」を意味しております。

*お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。なお、お客さまからのご意見・苦情は、営業店および次のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

お問い合わせ窓口 | 姫路信用金庫 お客さまセンター

住 所：〒670-8652 姫路市十二所前町 105 番地

電話番号：☎ 0120-307-860

F A X：079-284-6848

Eメール：info@himeshin.co.jp

ホームページ：<https://www.shinkin.co.jp/himeshin/>

わたしたち〈ひめしん〉は大切な個人情報を守ります。

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

適切な利益相反管理を行います。

わたしたち〈ひめしん〉は、お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益の保護に努めてまいります。

地域金融円滑化のための基本方針

わたしたち〈ひめしん〉は、地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日に期限を迎えましたが、法期限到来後も当金庫における基本方針は何ら変わるものではありません。

1 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 理事会において、本基本方針および金融円滑化管理方針を策定し、常務会において、金融円滑化管理規程を策定しております。また、金融円滑化向上委員会を設置し、委員長を金融円滑化統括責任者としております。
- お客さまに対する経営相談・経営指導および経営改善のための支援を行うため、営業店と本部の経営改善支援担当者が連携して取り組みを行います。
- お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、総務部において、融資の現場の職員に対し、目利き力養成研修、企業調査セミナーを実施しております。

3 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

ご相談について

1. 対象となる
お客さま ・企業や個人事業主の方
・住宅ローンをご利用のお客さま
2. ご相談内容
・企業や個人事業主の方の「資金繰りの安定化」や「ご返済条件の見直し」などのご相談
・住宅ローンをご利用のお客さまについては、現在のご収入に応じた「ご返済方法の見直し」などのご相談
・その他、信用保証制度（条件変更対応保証制度）に関する事項など
3. ご相談窓口
姫路信用金庫 全店窓口による受付 平日 午前9:00～午後3:00
全店電話による受付 平日 午前9:00～午後5:00
住宅ローンに 電話による受付 平日 午前9:00～午後5:00
関するご相談 ローンセンター ☎ 0120-002-260

* なお、貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。
姫路信用金庫 お客さまセンター ☎ 0120-261-276

金融商品に係る勧誘方針

わたしたち〈ひめしん〉は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ります。

- 1 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
- 3 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。

- 4 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。

- 5 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関して本勧誘方針を準用いたします。

また当金庫では、生命保険・損害保険商品の適切な募集を行うための方針として、別途「保険募集指針」を定め、お客さまに保険商品をお勧めするにあたり、各種法令等を遵守し適正な保険募集に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

わたしたち〈ひめしん〉は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

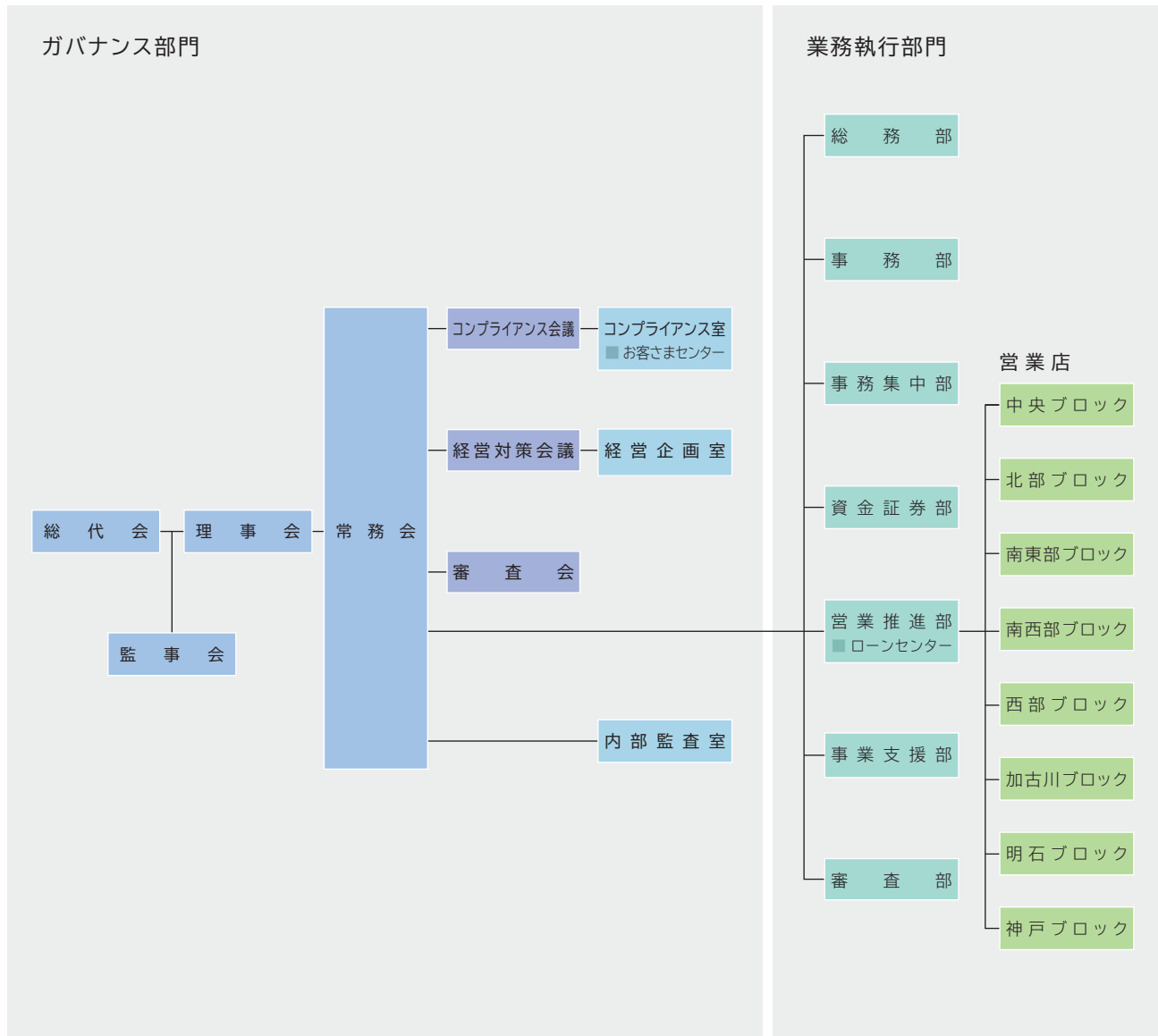
- 1 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 2 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 3 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

- 4 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

- 5 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

組 織

組織図 令和3年7月1日現在



役員 令和3年7月1日現在

理事長 (代表理事)	三宅 知行	非常勤理事	尾上 寿男 (グローリー㈱ 名誉会長) (※1)
専務理事 (代表理事)	三宅 智章	非常勤理事	浅井 昌信 (ヒガシマル醤油㈱ 会長) (※1)
常務理事	佐々木 聡	非常勤理事	安平 和彦 (弁護士) (※1)
常務理事	土井 充	非常勤理事	空地 顕一 (空地内科院 院長) (※1)
常勤理事	山田 悦朗	非常勤理事	釜谷 和明 (釜谷紙業㈱ 社長) (※1)
常勤理事	入江 竜輔	常勤監事	万本 唯司 (公認会計士)
常勤理事	牛尾 正	非常勤監事	小林 茂信 (※2)
常勤理事	川上 照明	非常勤監事	稲岡 一宏 (※2)

(※1) 職員外理事

(※2) 信用金庫法第32条第5項に定める員外監事

内部管理基本方針(抜粋)

〈ひめしん〉は、内部管理システムの構築が業務の健全性・適切性を確保するために必要不可欠なものであるとの認識のもとに、本方針に従って継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

1 当金庫の理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 法令等遵守の徹底を業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る当金庫全体の基本方針として「姫路信用金庫行動綱領」を定めており、全役職員がこれを遵守いたします。
- 法令等遵守を確保する体制として、当金庫の法令等遵守に関する事項を一元的に管理するコンプライアンス統括部署の設置と、各業務部署及び営業店毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。また、適切な状況把握・対策立案等を実施する体制を整備します。
- 内部監査部署は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を常務会に報告します。重大な指摘事項及び経営に重大な影響を及ぼすコンプライアンス違反は、理事会にも報告します。また、必要に応じて被監査部署及び統括・管理部署に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体は、断固として排除し、利益供与などの不当な要求を拒絶します。

2 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 理事の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録を含む)は、法令・庫内規程等に基づき適切に保存・管理します。

3 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 適正なリスク管理を実現するため、「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規則等を策定します。
- リスク管理の体制は、当金庫全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図ります。また、統合的にリスクを管理する体制を整備します。
- 内部監査部署は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を常務会に報告します。重大な指摘事項及び経営に重大な影響を及ぼす問題は、理事会にも報告します。また、必要に応じて被監査部署及び統括・管理部署に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

4 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 理事会を定期的で開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び経営戦略に関わる重要な事項については、予め毎週開催される常勤理事で構成する常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行います。
- 理事は、会員及び預金者等のステークホルダーの理解を得ることにより、当金庫の事業を効率的に運用するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行います。

5 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。

6 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監事の職務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、各担当理事の指揮命令を受けません。

7 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制

- 理事及び職員は必要に応じて遅滞無く監事に報告を行います。
- 監事はいつでも理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。

8 7において当金庫の監事に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 当金庫は、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む)を行うことを禁止し、報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じます。

9 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 当金庫は、監事が監査費用の前払や償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。不祥事発生時等においては、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、その費用を負担します。

10 その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部署、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めます。
- 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保します。

総代会制度

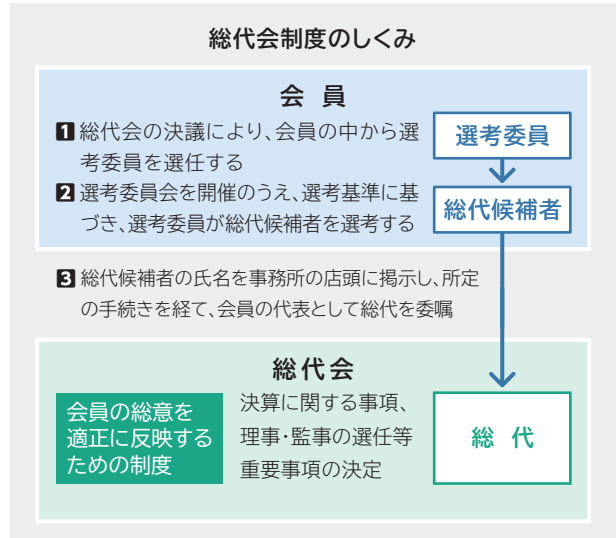
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代の選任区域

1区	姫路市
2区	相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、朝来市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡
3区	加古川市、高砂市、西脇市、小野市、加西市、加東市、加古郡
4区	明石市、三木市、神戸市、芦屋市、西宮市、三田市

総代の氏名等 定数130人 令和3年6月1日現在129人

※氏名の後の数字は総代への就任回数

1区 65人

- | | | | |
|--------------------|-----------------------|---------------------|--------------------|
| 当矢憐寸 ¹⁷ | 鎌谷正弘 ⁶ | 竹田佑一 ⁸ | 福田善之 ⁵ |
| 安達正紀 ² | 河部貞和 ⁶ | 多胡康敬 ⁵ | 福永征秀 ⁶ |
| 飯田末弘 ³ | 榑神崎組 ¹ | 田中康博 ⁸ | フジコー ¹ |
| 伊賀 広 ³ | 神崎 保 ⁷ | 谷井秀彰 ⁴ | 藤田昭人 ⁶ |
| 伊賀義高 ⁵ | 榑北村工務店 ¹ | 田村通茂 ³ | 藤永伊兵衛 ⁴ |
| 伊東成幸 ² | 合田兼久 ⁵ | 田村康隆 ⁸ | 寶角幸彦 ⁶ |
| 井上 拓 ⁴ | 小林義昭 ⁵ | 富永充治 ⁶ | 榑ホリエ ¹ |
| 井上義治 ⁶ | 齊藤淳泰 ⁵ | 中島宣行 ³ | 前田浩志 ² |
| 上野英之 ⁵ | 塩谷宜資 ¹¹ | 榑中塚材商店 ¹ | 丸魚水産 ¹ |
| 榑内海商店 ¹ | 篠原正泰 ⁶ | 中村彰一郎 ⁶ | 三木正義 ⁶ |
| 永川仁秀 ⁶ | 柴田和久 ⁶ | 日本電研工業 ¹ | 水田裕一郎 ¹ |
| 榮藤 輝 ⁹ | 白石千恵 ¹ | 野瀬 操 ⁴ | 山本心一 ⁴ |
| 大西政一 ⁶ | 榑瀬合野 ¹ | 榑乃むら木材 ¹ | 横田昌彦 ⁶ |
| 岡田兼明 ⁴ | 榑瀬戸電機工務所 ¹ | 長谷川雄三 ⁶ | 横野修三 ² |
| 岡本昌典 ⁶ | 船場印刷 ¹ | 濱口浩平 ⁵ | |
| 尾上和幸 ⁶ | 高島軍治 ⁸ | 濱田真輔 ³ | |
| 梶原敏樹 ³ | 高原 茂 ⁵ | 榑合野自動車 ¹ | |

2区 17人

- | |
|---------------------|
| 井河原産業 ¹ |
| イトメン ¹ |
| 官野英彦 ⁶ |
| 小山恵生 ³ |
| 西播通運 ¹ |
| 高田真也 ² |
| 武本 尚 ² |
| 龍野運送 ¹ |
| 玉越鉄工 ¹ |
| ヒガマル食品 ¹ |
| 三木研司 ⁶ |
| 水本由幸 ⁷ |
| 宮内康友 ⁵ |
| 森口製粉製糖 ³ |
| 森田文藏 ⁶ |
| 山口恭弘 ⁴ |
| 横尾洋一 ⁶ |

※氏名等の掲載につきましては、ご本人からの同意をいただいております。

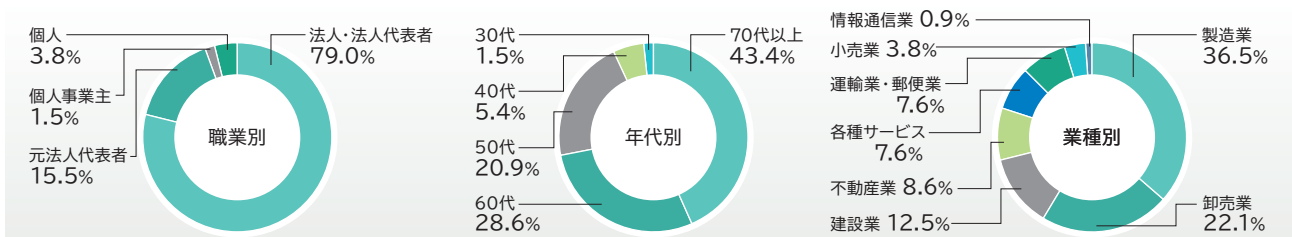
3区 24人

- | | |
|---------------------|-------------------|
| 板井 敏 ⁵ | 丸山印刷 ¹ |
| 乾 雅雄 ² | 御縞篤男 ¹ |
| 大庫俊介 ² | 三宅俊宏 ⁶ |
| 大庫正三 ¹ | 宮崎良平 ⁴ |
| 大辻利弘 ⁴ | モリス ¹ |
| 北浦義昌 ² | 柳田祐一 ⁵ |
| 木下正隆 ² | 横山和永 ⁵ |
| 上月和洋 ⁶ | |
| 小谷正博 ⁶ | |
| 榑ルバーロイ ¹ | |
| 榑曾根鋳造所 ¹ | |
| 田中貞重 ⁶ | |
| 中田美晴 ² | |
| 西川隆雄 ⁶ | |
| 橋工芸 ¹ | |
| 中本浩一 ⁶ | |
| 松本義隆 ³ | |

4区 23人

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 赤澤功太郎 ¹ | 中村 繁 ⁶ |
| 池内 勝 ⁶ | 名田健吾 ³ |
| 石井和雄 ⁶ | 宮本勲茂 ² |
| 板井俊憲 ⁶ | 山下尚高 ⁶ |
| 井上知久 ² | 山野正豊 ² |
| 梅田義彦 ⁴ | 和光運輸 ¹ |
| 太田倫彦 ⁶ | |
| 大西範行 ⁶ | |
| 岡田昭宏 ³ | |
| 北村喜三郎 ⁶ | |
| 黒田幸雄 ⁴ | |
| 澤田茂樹 ² | |
| 庄司尚登 ¹ | |
| 竹内良明 ⁶ | |
| 田中常雄 ¹ | |
| 田村公一 ³ | |
| 豊田 勝 ⁴ | 50音順(敬称略) |

総代の属性別構成比 ※業種別の構成比は、法人・法人代表者、個人事業主に限る。



総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、120人以上150人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。

2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- 1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- 2 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- 3 上記2により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

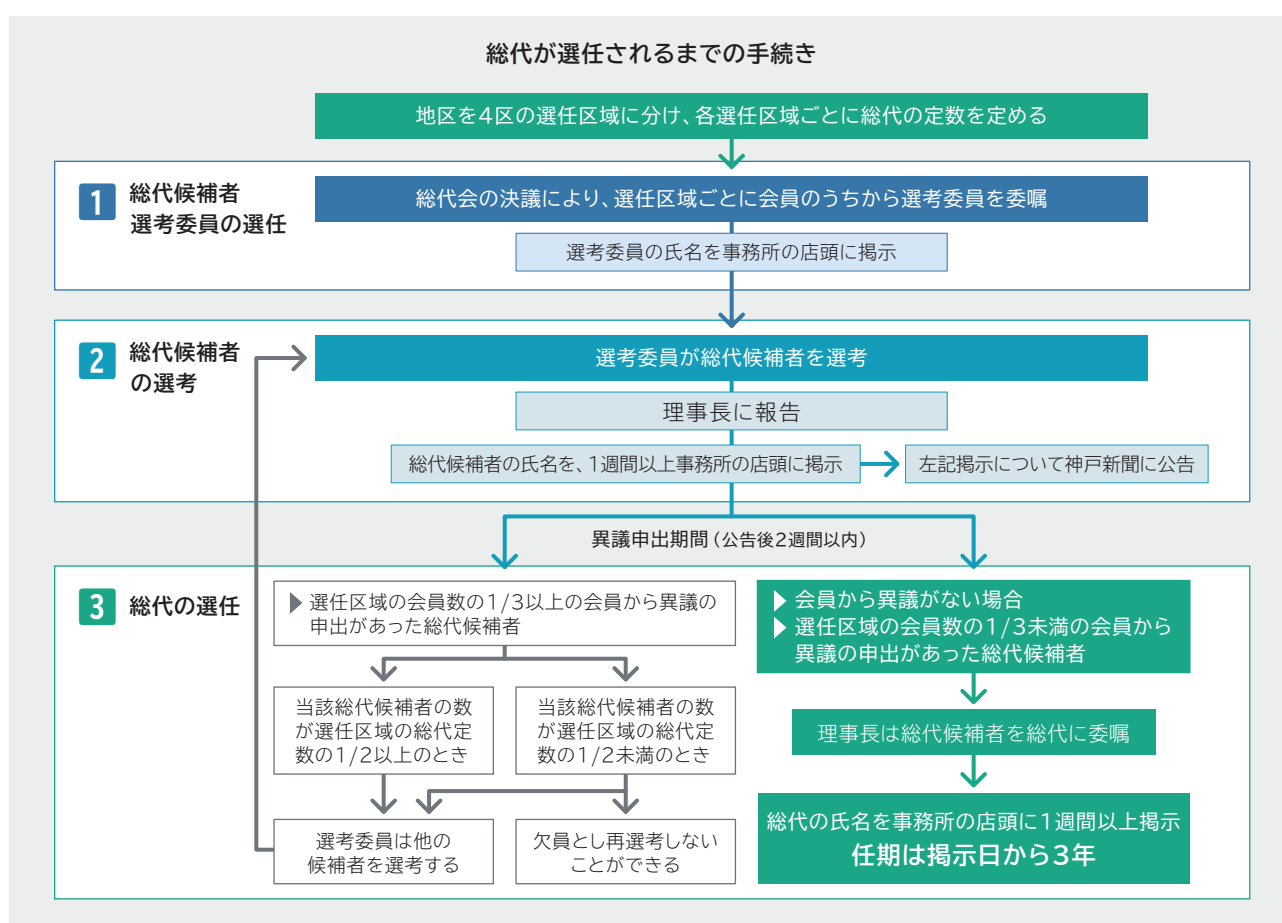
総代候補者選考基準

資格要件:

当金庫の会員であること

適格要件:

1. 金庫の総代として相応しい見識を有している者
2. 良識をもって正しい判断ができる者
3. 人格に優れ金庫の理念・使命をよく理解している者
4. その他総代選考委員が適格と認めたる者



第111期通常総代会の決議事項

令和3年6月21日開催の第111期通常総代会において、右の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項	第111期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
決議事項	第1号議案 第111期剰余金処分案承認の件
	第2号議案 総代候補者選考委員選任の件
	第3号議案 定款一部変更の件
	第4号議案 定款第15条に基づく会員の法定脱退(除名)の件
	第5号議案 理事13名選任の件
	第6号議案 退任理事及び退任監事に対する退職慰労金贈呈の件

リスク管理体制について

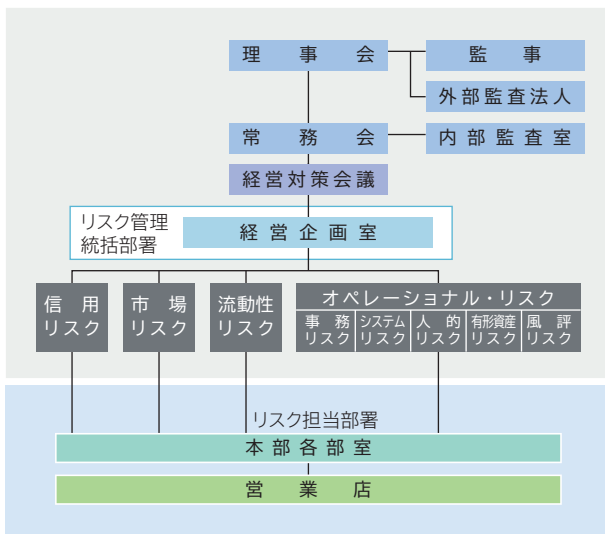
金融の自由化・国際化の進展や金融技術・情報技術の進歩、お客さまニーズの高度化などに伴い、金融機関が直面しているリスクはますます多様化・複雑化しております。

こうした環境の中、〈ひめしん〉では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、年度ごとに「リスク管理の基本方針」及び「各種リスク管理方針」を定めるとともに、「リスク管理規程」や「各リスク管理規則」に則り、適切に管理・運営を行うことにより経営の健全性の維持・向上に努めております。

また、当金庫は、業務上管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの4つに区分し、各リスクの担当部署、リスク管理の統括部署及び経営対策会議により、組織横断的なリスク管理を行っております。

今後においても、経営体力に見合ったリスク制御により経営の健全性を確保したうえで、収益性の向上を追求し、経営資源を充実させていくため、多様な業務の特性に応じたリスク・コントロール手法による諸施策を実施してまいります。

リスク管理体制・組織図



信用リスク管理について

1. リスク管理の方針及び手続き

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。

〈ひめしん〉では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促しております。貸出債権の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し相互牽制機能が働く体制にしております。また、

自己査定や信用格付等に基づいてリスクを適切に把握し、与信ポートフォリオ管理に適切に反映させるとともに、「大口与信管理規程」「クレジットライン設定・運用規程」の遵守により、信用リスクの分散を図っております。貸出業務運営にあたっては、取引先の信用力・返済能力・事業計画等に十分留意しております。

当金庫は、信用リスク計量化システムを導入し、信用リスクの計量化に取り組んでおります。信用リスク量を計測・把握し、経営体力に見合ったリスクテイクを積極的に行うことにより、相応の収益確保を図ってまいります。

なお、信用リスク管理の状況については、常務会や経営対策会議に定期的に報告し協議を行うとともに、必要に応じて理事会にも報告を行う態勢を整備しております。

当金庫は、将来予想される損失に対する備えとして、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出は、自己査定及び償却・引当に関する規程に基づき、自己査定における債務者区分ごとに行っており、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、エクスポージャーの種類ごとに以下の4つの機関を採用しております。

【発行体が日本企業（海外現地法人を含む）であるエクスポージャー】

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）

【発行体が海外企業（日本現地法人を含む）であるエクスポージャー】

- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク（Moody's）
- S&Pグローバル・レーティング（S&P）

3. 信用リスク削減手法

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。

信用リスク削減手法として、当金庫が扱う担保には自金庫預金積金が該当し、担保に関する手続きについては、金庫が定める「担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な管理を行っております。

また、当金庫が扱う保証には地方公共団体、金融機関、一般事業法人による保証が該当し、保証に関する信用度の評価については、地方公共団体は政府保証と同様、金融機関及び一般事業法人は適合格付機関が付与している格付により判定しております。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「担保事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

4. 派生商品取引の取引相手の信用リスク管理

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っており、具体的には、為替先物予約取引が該当します。

信用リスクへの対応は、お客さまとの取引について、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

市場リスク管理について

1. リスク管理の方針及び手続き

市場リスクとは、金利、為替、株式などの相場が変動することにより、保有する金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

〈ひめしん〉では、市場リスクが経営に与える影響を認識したうえで、年度ごとに定める「資金運用方針」及び「資金運用方針に係るリスク管理方針」に基づき、ポジション枠、リスクリミット、損失限度額を設定し、リスクを適切にコントロールしながら、市場部門の収益の安定化及び金融資産の健全化を図っております。また、市場リスクの状況や設定されたポジション枠等の遵守状況は、日次ないし月次でモニタリングを実施するとともに、定期的に常務会や経営対策会議に報告を行い、必要に応じて理事会にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、市場部門の相互牽制機能を確保するため、フロントオフィス、バックオフィス、ミドルオフィスを組織的に分離しております。

2. 派生商品取引の取引相手の市場リスク管理

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすることを目的に派生商品取引を取扱っており、具体的には、為替先物予約取引が該当します。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理しております。

なお、長期決済期間取引は該当ありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する貸出債権などの資産を、その資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指し、再証券化とは、証券として組み替える資産の中に、既に証券化された資産が含まれているものを指します。

一般的には、証券を購入する側である投資家と、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターに大きく分類されます。

当金庫は、投資家にあたるものとして、有価証券投資の一環で当該証券を購入しております。当該証券投資にかか

るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定し、投資する証券については、予め内在するリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで投資を行うとともに、保有している証券について、定期的に市場状況やモニタリングに必要な情報を収集し、検証を行っております。さらに、取引にあたっては、当金庫が定める「資金管理規則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーターにあたるものとして、日本政策金融公庫CLOが該当しますが、これは証券化本来の目的である保有資産の流動化とは性質が異なるため、取り上げ基準やリスク管理については、貸出金と同様の方法により管理しております。

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「金融商品会計処理規則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

○証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット額の算出に使用する手法について、当金庫は標準的手法を採用しております。

○証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング (S&P)

4. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、上場優先出資証券、株式投資信託、投資事業組合への出資金、非上場の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び個別銘柄の下落率の計測によって把握するとともに、市場リスクの状況や、設定されたリスクリミット及び損失限度額の遵守状況を、定期的に常務会や経営対策会議に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

非上場株式、子会社・関連会社株式、投資事業組合への出資金、非上場の出資金に関しては、当金庫が定める「資金管理規則」及び「資金運用方針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施しており、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「金融商品会計処理規則」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

5. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が変動することに伴い、保有資産・負債の金利や期間のミスマッチ等により期間収益及び経済的価値が変動するリスクです。

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重要性を認識したうえで、銀行勘定のうち金利感応資産・負債（預貸金、有価証券、預け金等）を金利リスクの計測対象とし、適切なリスク管理を行っています。

金利リスクの管理方法については、金利リスクに係る指標やギャップ分析結果を日次ないし月次で測定・把握するとともに、定期的に常務会や経営対策会議に報告し必要な施策について協議する等リスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに金融機関がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

当金庫では、流動性預金への満期の割当て方法について、金融庁が定める保守的な前提を採用しており、流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年、最長の金利改定満期は5年となっております。また、固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮しておりません。

複数の通貨の集計にあたっては、通貨別に算出した金利リスクの正值のみを合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

スプレッドに関しては、割引金利にはスプレッドを含めずリスクフリーレートを使用し、キャッシュフローにはスプレッドを含めております。

また、内部モデルは使用しておりません。

なお、金利リスクの算定にかかる前提について、前期の開示から変動はありません。

これらの前提に基づき計測した当金庫の Δ EVEに対する自己資本額の割合は、基準値の20%を上回る水準となっておりますが、自己資本比率は国内のみで営業する金融機関に必要とされる基準を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しています。

Δ EVE (デルタ・イー・ブイ・イー)…金利ショックに対する経済的価値の変動額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

Δ NII (デルタ・エヌ・アイ・アイ)…金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

② 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクに関する事項

当金庫では、VaRで計測されるリスク量が配賦資本の範囲内に収まっているかどうかをモニタリングしております。また、BPV等のリスク指標や過去に発生した金利変動事象が自己資本比率に与える影響等についても把握し、定期的に常務会や経営対策会議に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

VaR (バリュー・アット・リスク)…資産を一定期間保有したとき発生する可能性のある最大損失額を、統計的手法により求めたもの。当金庫では、「有価証券」の算定にあたっては、分散共分散法（保有期間3カ月、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しており、「預貸金」「預け金」等の算定にあたっては、分散共分散法（保有期間1年、信頼水準99%、観測期間5年）を採用しております。

BPV (ベース・ポイント・バリュー)…金利が変動した場合の、保有資産・負債の期間収益及び経済的価値の変動額（1BP=0.01%）。

流動性リスク管理について

流動性リスクとは、運用・調達計画通り遂行できず、資金繰りに困難が生じたり、市場の混乱等で資金確保に通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされ、その結果損失を被るリスクのことをいいます。

〈ひめしん〉では、流動性リスクを回避するためには、運用・調達計画の妥当性の確保、予期せぬ資金需要が生じた時の対応策の策定、市場における信任の維持・向上が重要であると考えております。

当金庫は、「流動性リスク管理規則」に基づき、資金繰り状況を平常時、懸念時、危機時に区分し、逼迫度に応じた資金繰り管理を行っています。また、流動性リスクに関する状況は、日次ないし月次でモニタリングを実施するとともに、定期的に常務会や経営対策会議に報告を行い、必要に応じて理事会にも報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

オペレーショナル・リスク管理について

〈ひめしん〉では、管理すべきオペレーショナル・リスクを、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクと考えております。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、管理体制・組織の整備やリスク管理の状況を定期的に把握するなど、リスク顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは、事故や不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことをいいます。〈ひめしん〉では、事務規程の整備や研修体制の強化等により事務処理水準の向上を図るとともに、牽制機能としての事務指導・検査に厳格に取り組み、事故や不正等の未然防止に努めております。

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、サイバーセキュリティ事案の発生、システムの不備、さらにはコンピュータの不正使用などにより損失を被るリスクのことをいいます。〈ひめしん〉では、システム障害や災害等の緊急事態の発生に備えた「コンティンジェンシープラン」の策定及びシステム障害の発生要因や影響度などを把握することにより、緊急時の対応に万全を期しております。また、金庫が保有する情報資産を、紛失・漏洩・不正利用等の脅威から守るため、「情報セキュリティポリシー」に則り、適切な保護対策を講じております。

人的リスクとは、人員配置の計画未達や職場環境の悪化などによって、職員の業務活動や事務処理などに支障を来すことにより損失を被るリスクのことをいいます。〈ひめしん〉では、経営計画に沿って人員を確保するとと

もに、職員の心身の健康に十分留意し良好な職場環境の維持に努めております。

有形資産リスクとは、災害、外部からの攻撃、資産管理の瑕疵などから生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクのことをいいます。〈ひめしん〉では、有形資産の状況を把握し、設備増強や人員再配置などの施策を実施してリスク削減を図っております。

風評リスクとは、顧客間・市場等における風説や風評によって、当金庫の評判が悪化することにより損失を被るリスクのことをいいます。〈ひめしん〉では、風評に係る情報を把握するとともに、風評発生時に備えて、組織・管理体制の整備に努めております。

なお、オペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、定期的に常務会や経営対策会議に報告し

協議を行うとともに、必要に応じて理事会にも報告を行う態勢を整備しております。

○オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法について、当金庫は基礎的手法を採用しております。

業務継続体制の整備について

〈ひめしん〉では、大規模災害や事故等による「緊急事態」の発生時において、お客さま及び役職員等の安全確保と救護、入出金等の金融サービスの提供・継続、危機による混乱や悪影響の排除・防止を目的に「危機管理基本規程」を制定し、業務継続体制の整備に取り組んでおります。また、年度ごとに策定する緊急時対応訓練計画書に基づいて訓練を実施し、緊急時の対応強化に努めております。

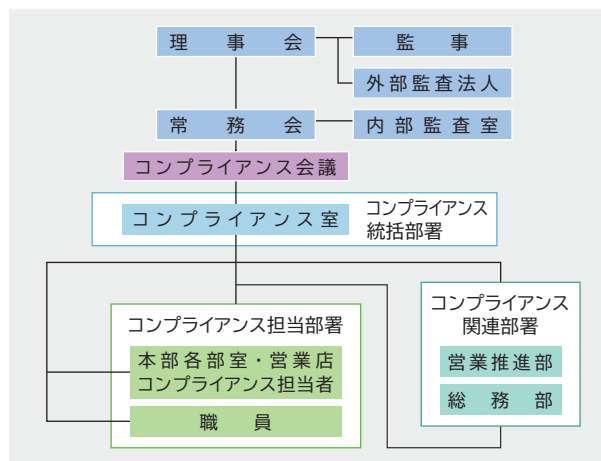
コンプライアンス体制について

「コンプライアンス」とは、各種法令や職場ルールを厳格に遵守することはもちろん、さらに広く社会的規範を全うすることです。「信用」が最大の財産である当金庫役員にとって、「コンプライアンス」は業務遂行上の基本原則といえます。

〈ひめしん〉では、コンプライアンスを実現するための行動指針として「姫路信用金庫行動綱領」を制定、また具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンス重視の企業風土づくりに取り組んでおります。外部窓口を備えたホットライン制度の導入により、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図る体制を整備しております。また、コンプライアンスの具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を年度ごとに策定するとともに、研修会の実施や啓蒙活動を通して、コンプライアンスの周知徹底を図り、違反行為の未然防止に努めております。さらに、本部各部室・営業店等においてはコンプライアンス担当

者を任命し、定期的な自主点検や研修を行うとともに、コンプライアンス室や独立した内部監査部門のチェックにより実効性を確保するようにしております。

コンプライアンス体制・組織図



姫路信用金庫行動綱領

1 社会的使命と公共性の自覚と責任

社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

2 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

3 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

4 地域社会とのコミュニケーション

経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

5 役職員の人権の尊重等

役職員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。

6 環境問題への取組み

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

7 社会貢献活動への取組み

信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会と共に歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。

8 反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。

金融ADR制度について

姫路信用金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客さまセンターで受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関連部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは当金庫お客さまセンターにご相談ください。
5. 兵庫県弁護士会及び、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客さまセンターまたは全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。

苦情等は営業店または下記の担当部署へお申し出ください。

姫路信用金庫 お客さまセンター	
住 所	〒670-8652 姫路市十二所前町105番地
電話番号	☎0120-307-860
F A X	079-284-6848
Eメール用URL	https://www.shinkin.co.jp/himeshin/inqform/
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、FAX、Eメール、手紙、面談

※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金 （祝日、夏季休業日、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金 （祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、次の[1]、[2]の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さまセンターにお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。

[1] 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

[2] 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の紛争解決センター等に案件を移管し、当該弁護士会の紛争解決センター等で手続きを進めることができます。

7. 投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)」でも受け付けております。

8. [当金庫の苦情等の対応]

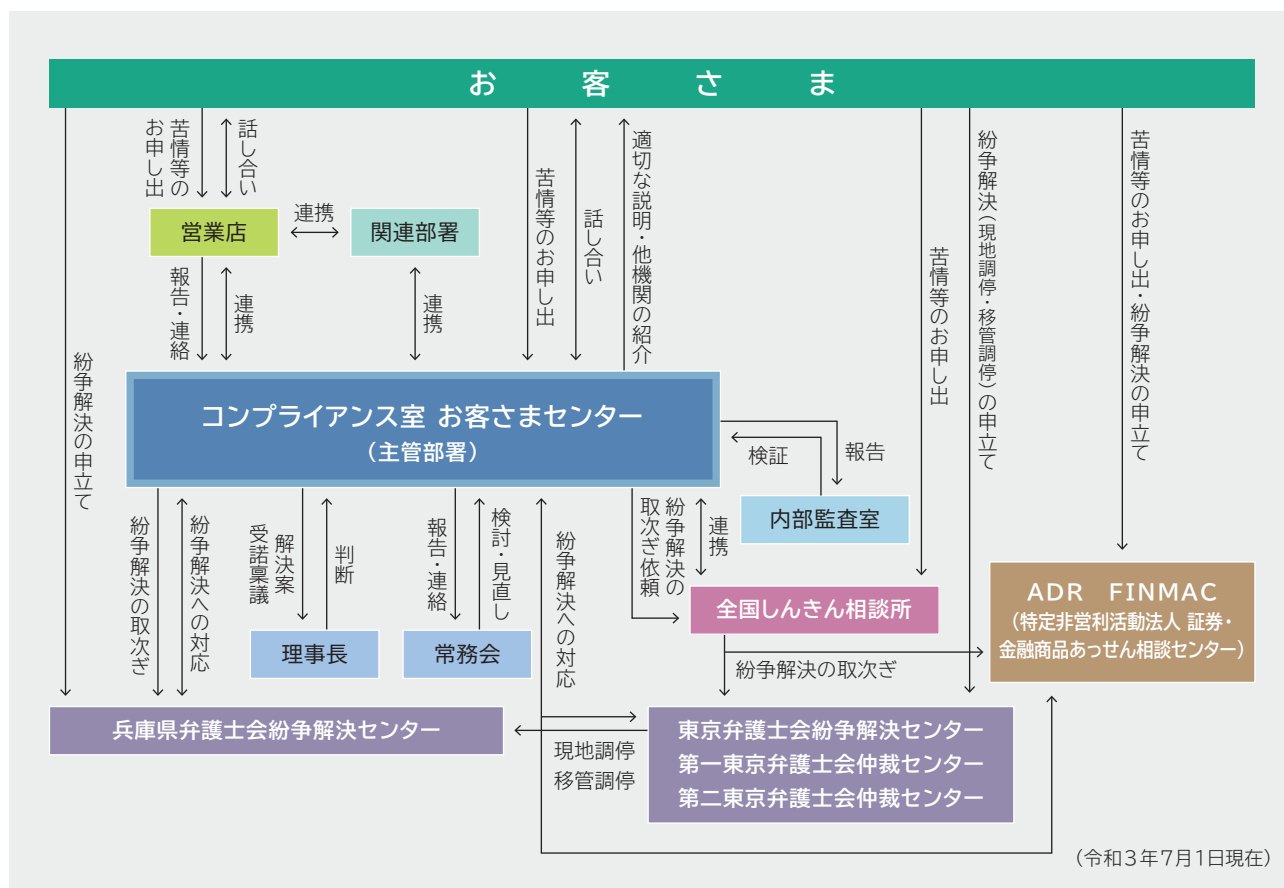
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- [1] 営業店および各部署に責任者をおくとともに、お客さまセンターがお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- [2] 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関連部署およびお客さまセンターが連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- [3] 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明をお客さまセンターから行います。
- [4] お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (ADR FINMAC) (日本証券業協会)	
住 所	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1
電話番号	☎0120-64-5005
受付日時	月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受付媒体	電話

- [5] 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- [6] お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- [7] 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- [8] 苦情等に対応するため、関連規程に基づき業務が運営されるよう、金庫内に周知・徹底します。
- [9] お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

[10] 苦情等への取組体制



(令和3年7月1日現在)